

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案及び
労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要
(ベンジルアルコールに対するラベル表示・SDS交付等の義務化)

令和2年11月18日

厚生労働省安全衛生部化学物質対策課

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則の改正案の概要

令和2年度第2回化学物質のリスク評価に係る企画検討会（9月3日開催）の結果を踏まえ、以下の改正を行うもの。

改正内容

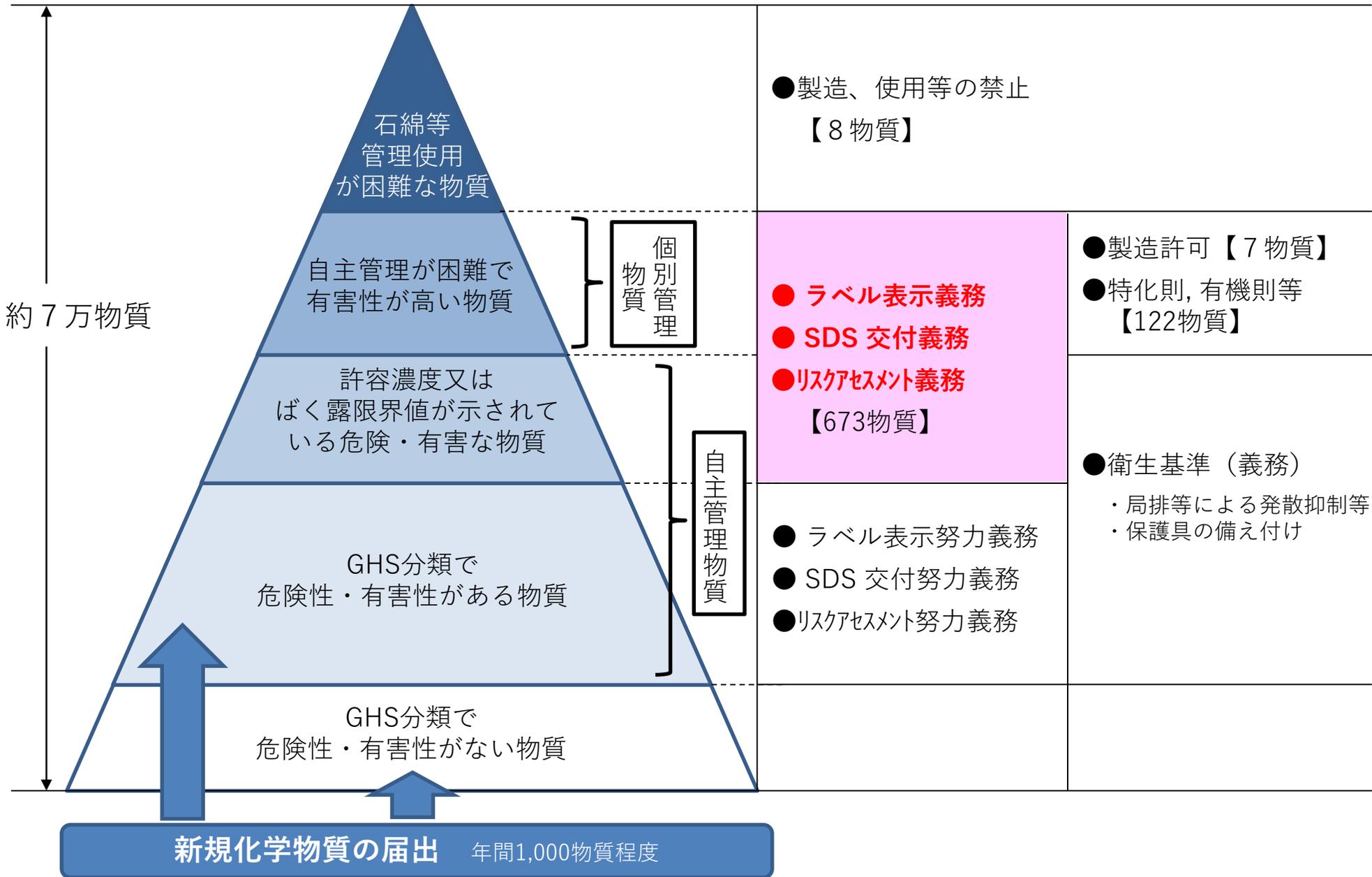
労働安全衛生法施行令	労働安全衛生法第57条及び第57条の2の規定に基づき、譲渡又は提供するとき容器等へのラベル表示及びSDS交付を行わなければならない化学物質を定める令別表第9に、 <u>ベンジルアルコール及びベンジルアルコールを含有する製剤その他の物を追加する。</u>
労働安全衛生規則	令別表第9に追加するベンジルアルコールを含有する製剤その他の物について、ラベル表示及びSDS交付の対象範囲に係る裾切り値を定める則別表第2に、 <u>ベンジルアルコールの含有量が重量パーセント1%未満のものは対象としない旨を規定する。</u>

※ 労働安全衛生法施行令別表9に追加することにより、ベンジルアルコールについては、労働安全衛生法第57条の3の規定に基づき、危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の実施も義務となる。

施行期日等

- 政令及び省令の施行期日は、令和3年1月1日とする。
- この政令の施行の際現に存在する追加対象物質については、名称等の表示義務に係る法第57条第1項の規定は、令和3年6月30日まで適用しないこととする。

現行の化学物質規制の仕組み

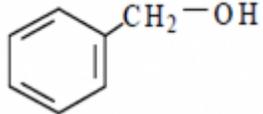


改正の背景

- 近年、橋梁等の塗替工事において、塗料を剥がす作業に剥離剤を使用する例が増加
- 塗替工事に使用される剥離剤として、ベンジルアルコール(安衛法令の規制の対象になっていない化学物質)を主成分とする製品の使用が増加
- ベンジルアルコールを主成分とする剥離剤による以下の労働災害が発生しており、本年8月に注意喚起の通達を発出(同10月に通達を改正)

発生年月	災害の概要
平成30年 11月	橋梁塗装工事において、防災シートと厚手のビニルシートで養生された環境下でベンジルアルコール含有の剥離剤の吹き付け作業を行っていたところ、意識を失った。被災当時、防護服及び防毒マスクを着用していた。
令和2年 5月	橋梁工事において、ベンジルアルコール含有の剥離剤により桁の塗料の除去作業を行っていたところ、複数名が吐き気や視覚障害などを発症した。被災当時、防護服や防護眼鏡は着用していたが、呼吸用保護具の着用状況は不明。
令和2年 6月	橋梁工事において、ベンジルアルコール含有の剥離剤により桁の塗料の剥離作業を行っていたところ、複数名が意識不明となったり、足下がおぼつかなくなったりした。災害当時、全体換気はなされており、また、防護服及び電動ファン付き呼吸用保護具を着用していた。
令和2年 6月	橋梁工事において、剥離剤の乾燥を防止するためビニルシートで養生を行い、ベンジルアルコール含有の剥離剤により桁の塗料の剥離作業を行っていたところ、意識を失った。災害当時、換気は行っており、また、防護服及び防毒マスクを着用していたが、防毒マスクの吸収缶の破過時間の管理を行っていなかった。
令和2年 9月	橋梁塗替塗装工事において、閉鎖された空間内でベンジルアルコール含有の剥離剤の噴霧作業を行っていた作業員が死亡し、救出に当たった複数の者も中毒症状を呈した。いずれの者も防護服及び防毒マスクを着用していた。

ベンジルアルコールに係る主な情報

化学式	C ₇ H ₈ O			
構造式				
物理化学的性質	形状 色 臭い pH	液体 無色 芳香 中性	融点 沸点 蒸気圧	-15.2℃ 205.3℃ 0.094 mmHg(25℃)
用途	香料、塗料・インキ・エポキシ樹脂溶剤、合成繊維染色助剤、医薬・化粧品防腐剤			
製造・輸入量	6,000t(2018年度)			
TLV／許容濃度	・TLV(ACGIH) なし ・許容濃度(日本産業衛生学会／2019年度) 25mg/m ³ (最大許容濃度)(暫定)			
GHS分類(健康に対する有害性)	急性毒性(経口) 急性毒性(経皮) 眼等に対する重篤な損傷性／眼刺激性 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 特定標的臓器毒性(反復ばく露)		区分4:飲み込むと有害 区分4:皮膚に接触すると有害 区分2:強い眼刺激性 区分1(中枢神経系、腎臓):臓器の障害 区分3(麻酔作用):眠気又はめまいのおそれ 区分1(中枢神経系):臓器の障害	